

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認 令和3年3月 9日

新型コロナ作業部会確認 令和3年3月10日

事業名 アスリート等に対する新型コロナウイルス感染症のスクリーニング検査に係る
業務委託（複数単価契約）

案件名 同上

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が令和2年12月4日の合意の考え方に基づくものであること	本事業は、アスリート等に対し、新型コロナウイルス感染症防止対策として定期的なスクリーニング検査を実施するために必要な事業であり、新型コロナウイルス感染症対策調整会議の中間整理においても必要性が示されている事業である。よって本件は、令和2年12月4日の合意による、大会の追加経費のうち新型コロナウイルス感染症対策関連の経費として負担する事項と考える。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	本件は、大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が実施するアスリート等に対する医療サービスの提供に係る既存事業とも一体性を保つ必要のある事業である。よって、組織委員会が一括して執行した方が効率的かつ効果的といえる。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	本件は、新型コロナウイルス感染症対策調整会議の中間整理において必要性が示されている事業であり、アスリート等に対してスクリーニング検査を行うことは、安全・安心な環境の下で大会に参加するために必要不可欠である。
	効率性	検査方法として、抗原定性検査やLAMP法といったその他の方法と比較考量した上で、検査精度を考慮し、かつ検査を大規模かつ迅速に実施できる抗原定量検査及びPCR検査を採用していることを確認した。 また、検体を鼻咽頭拭い液ではなく唾液とすることで、検体採取の際、人工単価の高い医療従事者ではなく、資格不要者での対応を可能とし、効率性を高める工夫をしていることを確認した。

	<p>納 得 性</p>	<p>本件は、検査体制等が整っていない環境下において一から体制を構築し、約 2 か月にわたり複数の会場において同一精度で検体採取から検査分析まで実施するという特異事例となっており、類似事業が存在しないが、経費節減のため、抗原定量検査をベースとし、補完的に検査精度の高い PCR 検査を採用する方式を採用している。</p> <p>また、参考単価等に基づく必要経費の積算と、徴取した下見積を比較し、想定単価・想定数量の妥当性を検討していることを確認した。</p> <p>さらに、指名競争入札によって業者を決定することで、市場原理に基づく価格が反映されることを確認した。</p>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<p>本件は、新型コロナウイルス感染症対策として必要な業務に係る経費であり、公費負担の対象として適切である。また、V5 予算内に収まっていることを確認した。引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。</p>		